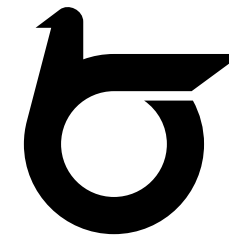


平成十九年版

平成 19 年版

鳥取県労働委員会年報

鳥取県労働委員会年報



鳥取県労働委員会

鳥取県労働委員会

鳥取県労働委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271)
審査調整課 審査担当 TEL (0857)26-7559
相談・調整担当 TEL (0857)26-7560
ホームページアドレス: <http://www.pref.tottori.lg.jp/roui>

第41期

(平成19年5月10日～平成21年5月9日)

鳥取県労働委員会委員

(公益委員)



会長 太田 正志



会長代理 河本 充弘



松田 道昭



安酸 早苗

(労働者委員)



竹内 篤子



仁宮 敬富



磯江 智昭



竹内 克徳



手嶋ひとみ

(使用者委員)



杵村 善久



上原 信一



山本 智通



川口真佐子



稲井 幾子

(退任委員) (公益委員)



安本 仁子

(使用者委員)



三橋 明

は し が き

この年報は、平成19年1月から12月までの1年間、県下の労使関係の安定と正常化を図るために努力してまいりました、当委員会の活動状況を収録したものであります。

この年報が、日頃、労使問題に関心を寄せておられる各位の参考に資することとなれば、幸甚に存じます。

平成20年3月

鳥取県労働委員会

会長 太 田 正 志

目 次

第1章 組織・運営	1
1 組織と予算	1
2 運営の概要	3
3 労働委員会業務記録	5
4 総会・会議	7
第2章 不当労働行為の審査	22
1 概況	22
2 その他	22
第3章 労働組合の資格審査	23
1 概況	23
2 労働組合資格審査一覧	23
第4章 労働争議の調整	25
1 概況	25
2 事件一覧	25
3 取扱事件概要	25
第5章 労働争議の実情調査と争議行為予告通知	28
1 概況	28
2 労働争議実情調査一覧	28
3 争議行為予告通知一覧	29
第6章 個別労働関係紛争への対応	33
1 労働相談対応状況	33
2 労働相談会の実施状況	33
3 個別労働関係紛争あつせん事件	35
資 料	
1 第4 1期鳥取県労働委員会委員名簿	41
2 鳥取県労働委員会あつせん員候補者名簿	42
3 事務局職員名簿	44
4 年別事件件数調	45
5 年別事件処理件数調	46
6 年別地区別事件件数調	49
7 条例、要綱、申合せ事項等	50
8 審査業務改善委員会報告書	72
9 中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	86

第 1 章 組織・運営

1 組織と予算

鳥取県労働委員会は、労働組合法第 19 条の 12 及び地方自治法第 180 条の 5 第 2 項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続きが開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、平成 14 年 4 月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受けてその事務を行っており、平成 17 年 4 月 1 日からは、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

(1) 委員会

労働組合法上の労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側 5 名、計 15 名で構成されている。

労働者委員は労働組合の推薦、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、又、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は 2 年である。

当委員会の現任の委員は、平成 19 年 5 月 10 日に任命された第 41 期の委員であり、名簿は資料 1 のとおりである。

(2) あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期と定め、その構成は資料 2 に掲げるとおりであり、労働委員会規則第 68 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 5 月 25 日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(3) 個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、(2)で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

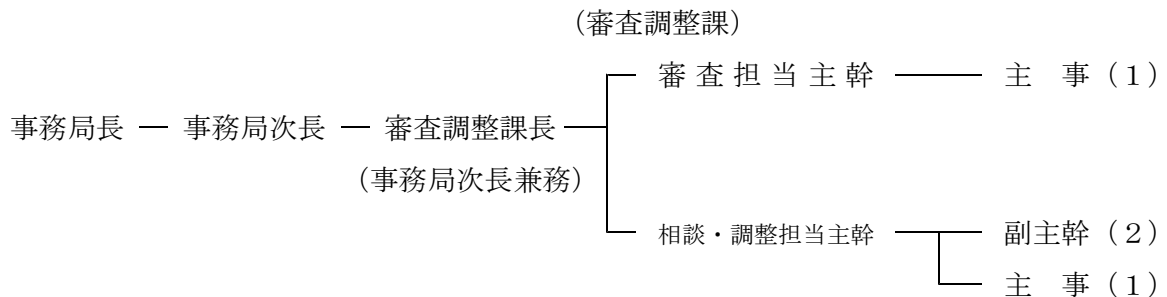
鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(4) 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により準用される同法第19条の11第1項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。

事務局の組織については、労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が鳥取県労働委員会事務局組織規則を定めている。

職員数は、鳥取県職員定数条例により9名と定められているが、現行の組織は次のとおりである。



(5) 委員会の予算

平成19年度の当初予算は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	委員会費	事務局費	合 計
予 算 額	34,728	68,749	103,477

2 運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるものの外、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成14年度から鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成17年度からは事務局職員による個別労働関係に関する労働相談も実施している。

(1) 労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

(2) 労働委員会の会議は、労働組合法第21条及び労働委員会規則第2章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月2回、第2・第4の木曜日に開催し、労働委員会規則第5条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議している。

(3) 労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第4章の規定により会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員全員による審査にかえて公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

(4) 労働委員会は、使用者が労働組合法第7条の規定に違反して、不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第5章の規定により、会長が指揮して行い、又、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

(5) 労働委員会は、審問の手続を終わったときは事実認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

- (6) 労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者については、労働委員会の処分があったことを知った日から6か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。
- (7) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁は、労働組合法第20条及び労働関係調整法第2章から第4章並びに労働委員会規則第7章の規定により、あっせんにあつては、あっせん員候補者の中から会長が指名したあっせん員により、調停にあつては、公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあつては、公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員3人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。
- (8) 労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。
- (9) 地方公営企業等労働関係法第5条第2項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされているが、平成19年に取扱ったものはなかった。
- (10) 個別労働関係紛争のあっせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条から第10条の規定により、個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あっせん員により行われる。

3 労働委員会業務記録

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
1	4	木	仕事始め	17	水	19年(個)第1号事件受付
	11	木	第975回定例総会	26	金	19年(個)第1号事件終結(関与解決)
	25	木	第976回定例総会			
2	1	木	中国地区労働委員会会長連絡会議 (山口)	21	水	19年(個)第2号事件受付
			中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (山口)			
	8	木	第977回定例総会			
	22	木	第616回公益委員会議 第978回定例総会			
3	8	木	第979回定例総会 第980回定例総会	1	木	19年(個)第2号事件第1回あっせん
	22	木		8	木	19年(個)第2号事件終結(解決) 19年(個)第3号事件受付
				14	水	19年(個)第3号事件第1回あっせん (解決)
				27	火	19年(個)第4号事件受付
			29	木	19年(個)第5号事件受付	
4	12	木	第981回定例総会 第982回定例総会	9	月	19年(個)第4号事件終結(関与解決)
	26	木		13	金	19年(個)第6号事件受付
				16	月	19年(個)第5号事件第1回あっせん (解決) 19年(個)第6号事件終結(取下げ)
5	10	木	第983回臨時総会 第984回臨時総会 第985回定例総会 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会 (山口) 中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (山口)	16	水	19年(個)第7号事件受付
	24	木				
	30	水				
6	7	木	全国労働委員会事務局長連絡会議 (愛知) 都道府県労働委員会事務局長会議 (愛知)	1	金	19年(個)第7号事件第1回あっせん
				4	月	19年(個)第8号事件受付
				6	水	19年(個)第7号事件終結(取下げ)
	8	金	全国労働委員会会長連絡会議(愛知)	11	月	19年(個)第8号事件第1回あっせん
	10	日	職場の労働関係相談会(鳥取市)	12	火	19年(個)第9号事件受付
	17	日	職場の労働関係相談会(倉吉市)	14	木	19年(個)第8号事件終結(打切り)
	24	日	職場の労働関係相談会(日吉津村)	19	火	19年(個)第10号事件受付
	28	木	第986回定例総会	29	金	19年(個)第9号事件終結(不開始)
7	5	木	中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 (愛媛)	19	木	19年(個)第11号事件受付
	12	木		23	月	19年(個)第10号事件第1回あっせん
	17	火	中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (島根)	31	火	19年(個)第10号事件第2回あっせん (解決)
	26	木	第988回定例総会			

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
8	2	木	中国地区労働委員会事務局審査主管課 長会議（鳥取市：～3日）	3	金	19年(個)第11号事件終結（不開始）
	9	木	第989回定例総会 あっせん員候補者特別研修会（鳥取市）	9	木	19年(調)第1号事件受付
	23	木	第990回定例総会	16	木	19年(個)第12号事件受付 19年(個)第13号事件受付
	29	水	中国地区労働委員会事務局調整主管課 長会議（山口：～30日）	27	月	19年(個)第13号事件終結（不開始）
9	6	木	業務運営状況調査（東京：～7日）	1	土	19年(調)第1号事件第1回あっせん （解決）
	12	水	第991回定例総会 職場の労働関係相談会（倉吉市）	4	火	19年(個)第14号事件受付
	20	木	業務運営状況調査（東京：～21日）	10	月	19年(個)第12号事件第1回あっせん
	27	木	第992回定例総会 職場の労働関係相談会（鳥取市）	13	木	19年(個)第12号事件第2回あっせん
				18	火	19年(個)第14号事件第1回あっせん （解決）
			27	木	19年(個)第12号事件終結（打切り）	
10	4	木	全国労働委員会事務局調整主管課長会議 （東京）	17	水	19年(個)第15号事件受付
	10	水	第993回定例総会 職場の労働関係相談会（米子市）	22	月	19年(個)第16号事件受付
	17	水	中国地区労働委員会連絡協議会定例総会 （広島） 中国地区労働委員会事務局長連絡会議 （広島）	26	金	19年(個)第15号事件第1回あっせん （解決）
	25	木	第994回定例総会			
11	8	木	第995回定例総会	2	金	19年(個)第17号事件受付
	12	月	労働相談強化週間（～16日）	8	木	19年(個)第16号事件終結（取下げ）
	14	水	全国労働委員会連絡協議会総会 （東京：～16日）	20	火	19年(個)第17号事件終結（打切り）
	22	木	第996回定例総会 企業視察（鳥取市） 全国労働委員会事務局審査主管課長会議 （東京）			
12	13	木	第997回定例総会	13	木	19年(個)第18号事件受付
	27	木	第998回定例総会	14	金	19年(個)第19号事件受付
	28	金	仕事納め	20	木	19年(調)第2号事件受付
			28	金	19年(個)第19号事件第1回あっせん	

4 総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互の間を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 定例総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あっせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

総会は原則として毎月第2・第4木曜を定例日として開催している。

平成19年には定例総会は22回開催された。

なお、平成19年には臨時総会が2回開催されている。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
975回	1. 11	委員室	1 第974回定例総会（12月26日）議事録の承認について 2 平成18年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 最近の労働政策審議会の動向について 4 その他
976回	1. 25	委員室	1 第975回定例総会（1月11日）議事録の承認について 2 平成18年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 平成18年版年報の調整事件に係る記述について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 労働法制関連法の改正案について 6 その他
977回	2. 8	委員室	1 第975回定例総会（1月11日）及び第976回定例総会（1月25日）の議事録の承認について 2 平成18年度中国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 3 第616回公益委員会議（2月8日）の概要について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 労働法制関連法の改正案について 6 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
978回	2. 22	委員室	1 第977回定例総会（2月8日）議事録の承認について 2 個別労働関係紛争あっせん事件について 3 争議行為予告通知及び実情調査について 4 第4回及び第5回審査業務改善委員会について 5 その他
979回	3. 8	委員室	1 第978回定例総会（2月22日）議事録の承認について 2 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会に提出する議題について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 第6回審査業務改善委員会の概要について 6 その他
980回	3. 22	委員室	1 第979回定例総会（3月8日）議事録の承認について 2 平成19年度諸会議等開催計画及び委員研修計画について 3 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の出席者について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
981回	4. 12	委員室	1 第980回定例総会（3月22日）議事録の承認について 2 第62回全国労働委員会連絡協議会総会における議題の提出について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 中央労働委員会の審査の目標期間の達成状況（平成18年）について 6 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
982回	4. 26	委員室	1 第981回定例総会（4月12日）議事録の承認について 2 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 第7回審査業務改善委員会の概要について 6 その他
983回 (臨時)	5. 10	委員室	「鳥取県労働委員会会長及び会長代理を選挙するための総会」 1 会長の選任 2 会長代理の選任
984回 (臨時)	5. 10	委員室	1 第982回定例総会（4月26日）議事録の承認について 2 鳥取県労働委員会幹事会幹事委員の選任について 3 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会委員の選任について 4 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 5 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の出席者について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
985回	5. 24	委員室	1 第983回臨時総会（5月10日）議事録の承認について 2 第984回臨時総会（5月10日）議事録の承認について 3 平成19年度労働委員会委員研修等計画（案）について 4 全国労働委員会会長連絡会議について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 第8回審査業務改善委員会の概要について 8 日本交通不当労働行為救済命令取消請求事件について 9 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
986回	6.28	委員室	1 第983回臨時総会（5月10日）議事録の承認について 2 第984回臨時総会（5月10日）議事録の承認について 3 第985回定例総会（5月24日）議事録の承認について 4 第62回全国労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 5 平成19年度他県業務運営状況調査の日程及び調査委員について 6 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の概要について 7 全国労働委員会会長連絡会議の概要について 8 第49回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 9 個別労働関係紛争あっせん事件について 10 争議行為予告通知及び実情調査について 11 職場の労働関係相談会（日曜相談会）の概要について 12 日本交通不当労働行為救済命令に対する行政訴訟について 13 その他
987回	7.12	委員室	1 第986回定例総会（6月28日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 3 茨城県の業務運営状況等の調査について 4 第49回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
988回	7.26	委員室	1 第986回定例総会（6月28日）議事録の承認について 2 第987回定例総会（7月12日）議事録の承認について 3 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			4 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の今後の実施方法に関する意向調査について 5 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 6 茨城県の業務運営状況等の調査について 7 鳥取県・韓国江原地方労働委員会調査・交流事業について 8 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の概要について 9 個別労働関係紛争あっせん事件について 10 争議行為予告通知及び実情調査について 11 その他
989回	8. 9	鳥取市扇町176「ウェルシティ鳥取」	1 第988回定例総会（7月26日）議事録の承認について 2 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 3 第62回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について 4 平成19年度他県業務運営状況調査の調査表について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 労働争議あっせん事件について （平成19年（調）第1号事件） 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
990回	8. 23	委員室	1 第989回定例総会（8月9日）議事録の承認について 2 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の今後の実施方法に関する意向調査について 3 労働争議あっせん事件について （平成19年（調）第1号事件） 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 平成19年度他県業務運営状況調査の調査表について 6 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
991回	9.12	倉吉市駄 経寺町21 2-5 「倉吉未 来中心」	1 第990回定例総会（8月23日）議事録の承認について 2 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会議題につ いて 3 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の議事概要につ いて 4 労働争議あっせん事件について （平成19年（調）第1号事件） 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 平成19年度他県業務運営状況調査（9月6日～7日）につ いて 7 その他
992回	9.27	委員室	1 第991回定例総会（9月12日）議事録の承認について 2 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題につ いて 3 第62回全国労働委員会連絡協議会総会における公益側の発言 者について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 平成19年度他県業務運営状況調査（9月20日～21日）に ついて 6 茨城県労働委員会来県調査について 7 その他
993回	10.10	米子市末 広町294 「米子コ ンベンシ ョンセン ター」	1 第992回定例総会（9月27日）議事録の承認について 2 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題発言 者について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について 5 その他
994回	10.25	委員室	1 第993回定例総会（10月10日）議事録の承認について 2 全国労働委員会連絡協議会総会について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			3 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の概要について 4 茨城県労働委員会来県調査の概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 職場の労働関係相談会（平日相談会）の概要について 8 その他
995回	11. 8	委員室	1 第994回定例総会（10月25日）議事録の承認について 2 平成19年度中国地区労働委員会会長連絡会議について 3 労働政策研究・研修機構来県調査（11月7日）の概要について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
996回	11. 22	委員室	1 第995回定例総会（11月8日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 3 平成19年度中国地区労働委員会会長連絡会議及び諸会議開催計画案について 4 第62回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
997回	12. 13	委員室	1 第996回定例総会（11月22日）議事録の承認について 2 全国労働委員会連絡協議会運営委員会（第1回）における決定事項及び第63回総会における議題（案）の提出等について 3 鳥取県・韓国江原地方労働委員会調査・交流事業について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			6 その他
998回	12. 27	委員室	1 第997回定例総会（12月13日）議事録の承認について 2 第63回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出について 3 地方自治法に基づく情報提供事案（船員労働委員会の移管）について 4 平成19年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 5 労働争議あっせん事件について （平成19年（調）第2号事件） 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他

(2) 特別研修（平成19年度あっせん員候補者連絡協議会）

平成14年4月から「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行されたことにともない、県内関係諸機関との連絡会議を開催している。

月日	場 所	会 議 内 容 等
8. 9	鳥取市扇町176 「ウェルシティ鳥 取」	1 報告「労働審判事件の係属状況等について」 (鳥取地方裁判所) 2 報告「個別労働関係紛争への対応状況等について」 (鳥取労働局) 3 報告「労働相談の実施状況等について」 (鳥取県商工労働部労働雇用課・中小企業労働相談所) 4 報告「個別労働関係紛争・集団紛争への対応状況につい て」 (鳥取県労働委員会事務局) 5 意見交換 6 講演「労働審判制度の概要と課題」 九州大学法科大学院院長 福岡県労働委員会会長 野田 進 氏

(3) 公益委員会議

平成19年に公益委員会議は1回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
616回	2. 8	審理監査室	1 第41期鳥取県労働委員会労働者委員の推薦に伴う組合資格 審査について 2 その他

(4) 連絡会議

平成19年に開催された全国及び中国ブロック等の会議の概要は次のとおりである。

【委員連絡会議】

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
中国地区労働委員会会長連絡会議	2. 1	山口市湯田温泉3-1-1 「翠山荘」	1 証人等出頭命令について (広島県労委) 2 確定命令の不履行について(事例紹介) (山口県労委)	太田会長 安酸委員
第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	5. 30	山口市湯田温泉3-2-7 「セントコア山口」	1 個人情報保護法における労働委員会の労働組合に対する関与のあり方について (鳥取県労委) 2 私立学校における人件費削減をめぐるあっせんについて (広島県労委)	太田会長 安本委員 竹内(篤)委員 手嶋委員 杵村委員 上原委員
全国労働委員会会長連絡会議	6. 8	名古屋市中原区名駅1-2-4 「名鉄グランドホテル」	1 郵政民営化について (厚生労働省・中労委) 2 個別労働紛争処理制度のこれまでの取組と今後の展望について ～労働審判制度開始を踏まえて～ (中労委ほか) 3 自由懇談	太田会長
第49回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7. 5	松山市道後姫塚118-2 「にぎたつ会館」	1 あっせんをなす場合についても担当するあっせん員は「関係当事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。」と規定しておくことの当否について (岡山県労委) 2 命令書に「当委員会の意見」を附することについて (愛媛県労委)	太田会長

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	10. 17	広島市中区 上八丁堀8-28 「八丁堀シヤンテ」	1 シルバー人材センターに登録の学校宿日直者のみの組合から申請のあった団体交渉（場づくり）の応諾に係る「あっせん」について (山口県労委) 2 組合員と雇用関係のない地方公共団体の「使用者」性について (広島県労委)	太田会長 安酸委員 仁宮委員 磯江委員 山本委員 川口委員
第62回全国労働委員会連絡協議会総会	11. 14 ～16	東京都港区 海岸1-11-1 「ニューピアホール」 東京都港区 海岸1-11-2 「アジュール竹芝」	1 改正労組法施行後3年間における審査業務の成果と課題について (中労委公労使) 2 外国人研修生・技能実習生に対する労働委員会の取扱いについて (四国ブロック労働者側) 3 労働委員会の制度の周知、広報の取組みについて ① 各労働委員会における労働委員会制度の周知、広報の取組みについて (九州ブロック労働者側) ② 全労委による個別労働関係紛争あっせん制度の積極的なPRの取組みについて (鳥取県労委公労使)	太田会長 松田委員 竹内(克)委員 手嶋委員 上原委員 川口委員

【事務局連絡会議】

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	2. 1	山口市湯田温泉3-1-1 「翠山荘」	1 平成18年度中国地区労働委員会会長連絡会議の運営について (山口県労委) 2 平成19年度中国地区労働委員会諸会議開催計画について (山口県労委) 3 平成19年度中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議及び調整主管課長会議における研修案について (鳥取県労委・山口県労委)	足田局長 佐々木主幹
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	5. 30	山口市湯田温泉3-2-7 「セントコア山口」	1 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の運営等について (山口県労委) 2 平成19年度中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議事務局職員研修要領等について (鳥取県労委)	足田局長 佐々木主幹
全国労働委員会事務局長連絡会議	6. 7	名古屋市中村区名駅1-2-4 「名鉄グランドホテル」	1 調整事件等の概況について 2 審査概況等について 3 審査業務改善委員会の検討状況等について 4 第62回全労委総会について 5 次回の全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の開催地について (以上中労委)	足田局長 北川主事
第4回都道府県労働委員会事務局長会議	6. 7	名古屋市中村区名駅1-2-4 「名鉄グランドホテル」	1 次期幹事長の互選結果について (報告) (東京都労委)	足田局長 北川主事

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	7.17	松江市西嫁島2-10-16 「ホテル穴道湖」	1 中国地区労働委員会における委員の会議の見直しについて (鳥取県労委) 2 行政機関の業務のアウトソーシング等に伴って発生する労働紛争等について (鳥根県労委)	足田局長 山本主事
中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	8.2 ～3	鳥取市扇町176 「ウェルシテイ鳥取」	1 追加申立てと新規申立ての取扱いについて (広島県労委) 2 労組法改正後における不当労働行為審査の実情について (鳥取県労委) 3 郵政民営化に伴う事件処理の対応について (鳥取県労委) 4 講演「審査計画における争点整理について」 (鳥取県労委 太田正志会長) 5 実務演習	足田局長 竹本次長 佐々木主幹 下田副主幹 田崎副主幹 山本主事
中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	8.29 ～30	山口市滝町1-1 「山口県庁」	1 講演「あっせんにおける法の意味」 (山口県労委 柳澤旭会長代理) 2 講演「個別労働紛争の取扱い事例について」 (山口労働局 労働紛争調整官 藤村哲也氏) 3 あっせん員(集団・個別)の候補者の委嘱と指名状況について (鳥根県労委) 4 個別あっせん終結後のあっせん経過についての照会、文書提出命令への対応について (鳥取県労委)	田崎副主幹 北川主事

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
			5 個別労働関係紛争あっせん制度に係るPRについて (山口県労委) 6 事例研究	
全国労働委員会事務局調整 主管課長会議	10. 4	東京都港区 芝公園1-5- 32 「労働委員会会館」	1 労働委員会をめぐる最近の状況について 2 最近の調整事件及び個別紛争事件の概要等について 3 最近の労働情勢について 4 特定独立行政法人等関係について 5 賃金事情等総合調査について (以上中労委) 6 講演「労働審判制度の最近の運営状況について」 (最高裁判所事務総局 行政局第一課長 林俊之氏)	下田 副主幹
中国地区労働委員会事務局 長連絡会議	10.17	広島市中区 上八丁堀8- 28 「八丁堀シヤンテ」	1 中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議及び調整主管課長会議における事務局職員研修のあり方等について (山口県労委) 2 平成23年度全国労働委員会会長連絡会議の開催地について (広島県労委) 3 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会及び中国四国地区労働委員会会長連絡会議の見直し問題の今後の取扱いについて(意見交換)	足田 局長 北川 主事
全国労働委員会事務局審査 主管課長会議	11.22	東京都港区 芝公園1-5- 32 「労働委員会会館」	1 最近の重要判例について (中労委) 2 審査業務改善委員会報告について (意見交換)	佐々木 主幹

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
			3 地方自治体、地方公営企業に関する 審査事案について (事例発表及び意見交換)	

第2章 不当労働行為の審査

1 概 況

平成19年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。近年の傾向及び特徴的な事件については以下のとおり。

労働組合法改正以降、平成17年に係属した事件はなく、平成18年に1件係属し、関与和解により終結した。

平成18年に係属した事件は、県内の農協関係団体のうちの7つの労働組合及び県農協中央会が当事者である。

本件は、東伯町農協の再建・合併問題について、7労働組合が県全体の農協系統組織の雇用問題に波及する深刻な事項であるとして、直接の雇用関係にない県農協中央会に対して団体交渉の申入れを行ったところ、県農協中央会は団体交渉の当事者ではない等として交渉申入れを拒否したことから、このことが労働組合法第7条第2号に定める不当労働行為にあたるとして、7労働組合から救済申立てがなされたものである。

本件審査は、委員調査を4回、審問を3回行い、平成18年9月、関与和解により終結した。なお、当県の審査目標期間は10ヶ月（約300日）に設定しているが、処理に要した日数は170日であり、目標期間内での事件処理が行われた。

主な和解内容は、各労働組合と各農協等との間における団体交渉が円滑に行われるよう、県農協中央会が農協等を指導するとともに必要に応じて労働組合に対し説明すること、などである。

2 そ の 他

不当労働行為の審査の迅速化及び的確化を図るための全国労働委員会連絡協議会における取組みとして、改正労働組合法の運用に関する問題等について検討を行う「審査業務改善委員会」が設置され、平成18年から19年にかけて検討が行われたが、平成19年6月にその検討結果報告書が取りまとめられた。（資料8 審査業務改善委員会報告書）

第 3 章 労働組合の資格審査

1 概 況

平成 19 年中に当委員会が取り扱った労働組合資格審査の件数は、新規係属が 3 件であった。前年からの繰越しはなかった。

これを申請理由別にみると、全て委員推薦のためのものであった。

また、処理状況についてみると、全て労働組合法上の規定に適合することが決定された。

2 労働組合資格審査一覧

(1) 平成 19 年労働組合資格審査一覧表

番号	組 合 名	申請理由	申 請 年月日	決 定 年月日	処理状況
1	鳥 取 医 療 生 協 労 働 組 合	委員推薦	19. 2. 1	19. 2. 8	適 合
2	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部	委員推薦	19. 2. 2	19. 2. 8	適 合
3	鳥 取 三 洋 電 機 労 働 組 合	委員推薦	19. 2. 2	19. 2. 8	適 合

(2) 平成 10 年～平成 19 年申請理由別一覧表

申請理由 年 別	委員推薦	不当労働 行為救済 申 立	法人登記	総会決議	計	備 考
10	2	3	—	—	5	前年からの繰越し 1 件含む
11	4	1	—	—	5	前年からの繰越し 1 件含む
12	1	1	—	—	2	前年からの繰越し 1 件含む
13	3	2	1	—	6	前年からの繰越し 1 件含む
14	—	1	—	—	1	前年からの繰越し 1 件含む
15	3	3	—	—	6	
16	—	1	1	—	2	前年からの繰越し 1 件含む
17	4	—	—	—	4	
18	2	7	—	—	9	
19	3	—	—	—	3	

注) 前年からの繰越し件数を含む件数である。

(3) 平成10年～平成19年処理区分別一覧表

処理区分 年別	適 合	不 適 合	取 下 げ	打 切 り	次 年 へ 繰 越	計	備 考
10	2	—	2	—	1	5	
11	4	—	—	—	1	5	
12	1	—	—	—	1	2	
13	5	—	—	—	1	6	
14	1	—	—	—	—	1	
15	4	—	1	—	1	6	
16	2	—	—	—	—	2	
17	4	—	—	—	—	4	
18	2	—	—	7	—	9	
19	3	—	—	—	—	3	

注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

第 4 章 労働争議の調整

1 概 況

平成19年中に係属した調整事件は、新規係属事件が2件であった。調整区分はいずれもあつせんで、申請者が組合のものと、使用者のものがそれぞれ1件ずつあった。業種は卸売・小売業と教育・学習支援業であった。平成19年中に終結したものは1件で、終結区分は解決であった。残る1件は次年に繰り越された。

調整事項は、1件がその他賃金に関するもの、残る1件が一時金であった。

2 事件一覧

番号	事件名	調整区分	申請月日 申請者	調整事項	開始 月日	終結日 区分	調整 回数	調整員
1	X争議	あつせん	8.9 組合	その他賃金に関するもの	8.10	9.1 解決	1	(公)河本 (公)長井 (労)磯江 (使)山本
2	Y争議	あつせん	12.20 使用者	一時金	12.25	係属中 繰越	—	(公)太田 (労)磯江 (使)上原

3 取扱事件概要

(1) 平成19年(調)第1号

X争議あつせん事件

申請者 X労働組合

被申請者 X

業 種 卸売・小売業 従業員数 349名

開始事由 組合申請

申請月日 8月9日 開始月日 8月10日 終結月日 9月1日

終結事由 解決 調整回数 1回 所要日数 31日

あつせん員 (公)河本充弘、長井いずみ (労)磯江智昭 (使)山本智通

ア 調整事項

その他賃金に関するもの

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

経営状況の詳細な説明がなされないまま、昇給停止がなされようとしているのは問題である。

(イ) 使用者の主張

昇給は現在の経営状態ではできない。必要に応じて資料を提出するつもりではあるが、全てオープンにすることは考えていない。

ウ あっせんの経過

平成19年9月1日にあっせんを行い、下記のあっせん案を提示したところ、双方が受諾し事件は解決した。

あ っ せ ん 案

- 1 当事者双方は、平成19年度の賃金改定について、従来の団体交渉のあり方を見直し、今後誠意ある団体交渉を行い、平成19年10月31日までに円満に解決すること。
- 2 上記の団体交渉にあたり、被申請者は、中期計画と賃金改定との関連を示す必要な資料を提示するなどの方法により、当事者双方の合意が得られるよう格段の努力をすること。
- 3 今後、当事者双方は、労使間正常化と事業のよりよい運営を目指して、格段の努力をすること。

(2) 平成19年(調)第2号

Y 争議あっせん事件

申 請 者 Y

被 申 請 者 Y労働組合

業 種 教育・学習支援業 従業員数 35名

開 始 事 由 使用者申請

申 請 月 日 12月20日 開始月日 12月25日 終結月日 係属中

あっせん員 (公) 太田正志 (労) 磯江智昭 (使) 上原信一

ア 調整事項

一時金

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

要求どおり支給できない理由の説明が十分でなく、納得できない。

(イ) 使用者の主張

冬期賞与の支給日数について団体交渉を重ね、一定の譲歩をしたが、経営状況を考えると、これ以上の譲歩はできない。

第5章 労働争議の実情調査と 争議行為予告通知

1 概 況

(1) 労働争議の実情調査

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は19件で、昨年と同数であった。

調査開始事由は、労働関係調整法第37条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが19件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが16件で、翌年に繰越されたものは3件であった。

(2) 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は52件で、昨年に比べ4件減少した。

予告通知者を業種別にみると、航空業が最も多く29件で、次いで病院業が8件、道路貨物業が6件、陸上旅客業が3件、港湾業が3件、通信業が2件、電力業が1件であった。

2 労働争議実情調査一覧

(1) 本年新規

番号	事 件 名	交渉地 (市町 村)	調 査 事 項	調 査 開 始 月 日	調 査 終 結 月 日	終結事由
1	因伯通運争議（建交労）	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 5	8. 6	解 決
2	日ノ丸西濃運輸争議（建交労）	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 5	4. 9	解 決
3	医師会立三朝温泉病院争議	三朝町	賃 上 げ 等	3. 5	6.25	解 決
4	鳥取医療生協争議	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 5	5.22	解 決
5	境港海陸運送争議	境港市	賃 上 げ 等	3.19	4. 9	解 決
6	因伯通運争議（運輸労連）	鳥取市	賃 上 げ 等	3.19	8. 6	解 決
7	日ノ丸自動車争議	鳥取市	賃 上 げ 等	4. 9	4. 9	解 決
8	済生会境港総合病院争議	境港市	賃 上 げ 等	4.10	4.10	解 決
9	済生会境港総合病院争議	境港市	夏季一時金等	5.22	6.27	解 決
10	因伯通運争議（運輸労連）	鳥取市	要求書未提出	6.25	6.25	解 決
11	境港海陸運送争議	境港市	夏季一時金等	6.25	6.25	解 決
12	因伯通運争議（建交労）	鳥取市	年末一時金	10.23	継 続	
13	日ノ丸西濃運輸争議（建交労）	鳥取市	労働条件改善等	10.23	継 続	
14	境港海陸運送争議	境港市	冬季一時金	11.05	11.20	解 決
15	済生会境港病院争議	境港市	年末一時金	11.05	12.10	解 決
16	因伯通運争議（運輸労連）	鳥取市	年末一時金	11.06	継 続	
17	鳥取医療生協争議	鳥取市	一時金等	11.07	12.11	解 決
18	医師会立三朝温泉病院争議	三朝町	冬季一時金	11.20	12.10	解 決
19	日ノ丸自動車争議	鳥取市	諸手当増額等	12.12	12.12	解 決

3 争議行為予告通知一覧

番号	通知者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	争議 行為 予告 月日	備考
	名称	所在地 (都道府県)					
1	エアーニッポン 乗員組合	福岡	福岡	国際線勤務 に関する要 求等	2.13	2.28	
2	エアーセントラル 乗員組合	愛知	愛知	安全運航等	2.14	2.25	
3	国鉄労働組合	東京	中労委	賃上げ等	2.16	3.1	西日本米子地方 本部(国労)
4	日本トランスオー シャン航空乗員組合	沖縄	沖縄	一時金等	2.16	2.28	
5	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	賃上げ等	2.19	3.5	
6	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	人員確保等	2.19	3.5	
7	日本航空ジャパ ン労働組合	東京	中労委	安全運航の 確保等	2.19	3.5	
8	日本航空ジャパ ン労働組合	東京	中労委	賃金カット 関係	2.19	3.5	
9	日本航空ジャパ ン労働組合	東京	中労委	整備委託問 題	2.19	3.5	
10	全日本建設交通 一般労働組合	東京	中労委	賃上げ等	2.23	3.9	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸 分会
11	全国電力関連産業 労働組合総連合	東京	中労委	賃金改定等	2.26	3.9	中国電力労働組 合
12	全日本建設交通 一般労働組合 全国鉄道本部	東京	中労委	解雇撤回等	3.1	3.15	西日本米子地方 本部(建交労鉄 道)
13	鳥取県医療 労働組合連合会	鳥取	鳥取	春闘統一要 求	3.1	3.15	鳥取医療生協労 働組合・三朝温 泉病院労働組合 ・米子医療生協 労働組合
14	エヌ・ティ・ティ 労働組合	東京	中労委	特別手当等	3.5	3.16	
15	全日本運輸産業 労働組合連合会	東京	中労委	賃上げ等	3.5	3.16	因伯通運労働組 合

番号	通 知 者		受 付 労 委	交 渉 事 項	受 付 月 日	争 議 行 為 予 告 月 日	備 考
	名 称	所在地 (都道 府県)					
16	日本私鉄労働組合 総連合会	東 京	中労委	賃 上 げ 等	3. 5	3.16	日ノ丸自動車支部
17	日 本 航 空 乗 員 組 合	東 京	中労委	安全運航の 確保等	3. 7	3.20	
18	全 日 本 港 湾 労 働 組 合	東 京	中労委	賃 上 げ 等	3. 9	3.29	日本海地方本部 境港支部
19	株式会社日本航空 インターナショナル 日本アジア航空 株 式 会 社	東 京	中労委	安全運航の 確保等	3. 9	3.20	
20	株式会社日本航空 インターナショナル	東 京	中労委	整備委託問 題	3. 9	3.20	
21	株式会社日本航空 インターナショナル	東 京	中労委	安全関係等	3. 9	3.20	
22	株式会社日本航空 インターナショナル	東 京	中労委	賃金カット 関係	3. 9	3.20	
23	全 国 労 災 病 院 労 働 組 合	東 京	中労委	統廃合等の 反対等	3.15	3.27	山陰労災支部
24	全 済 生 会 労 働 組 合	埼 玉	中労委	賃 上 げ 等	3.19	4. 4	境港病院支部
25	情報産業労働組合 連合会KDDI労働組合	東 京	中労委	業 績 賞 与	3.23	4. 3	
26	全 済 生 会 労 働 組 合	埼 玉	中労委	夏季一時金等	5.10	5.22	境港病院支部
27	エアーニッポン 乗 員 組 合	福 岡	福 岡	安全関係等	5.18	6. 2	
28	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	職 場 領 域	5.21	6. 4	
29	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	夏季一時金等	5.21	6. 4	
30	エアーセントラル 乗 員 組 合	愛 知	愛 知	安全関係等	5.21	6. 1	
31	全 国 労 災 病 院 労 働 組 合	東 京	中労委	夏季一時金等	5.23	6. 3	山陰労災支部
32	日本航空ジャパン 労 働 組 合	東 京	中労委	安全関係等	5.25	6. 3	

番号	通知者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	争議 行為 予告 月日	備考
	名称	所在地 (都道府県)					
33	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新潟	新潟	夏季一時金等	5.30	6.13	境港支部
34	全日本運輸産業 労働組合連合会	東京	中労委	一時金等	6.4	6.15	因伯通運労働組 合
35	日本航空 乗員組合	東京	中労委	夏季一時金等	6.6	6.20	
36	株式会社日本航空 インターナショナル	東京	中労委	安全関係等	6.8	6.20	
37	株式会社日本航空 インターナショナル 日本アジア航空 株式会社	東京	中労委	夏季一時金等	6.8	6.20	
38	全国労災病院 労働組合	東京	中労委	年末一時金等	10.12	10.23	
39	エアーニッポン 乗員組合	福岡	福岡	安全関係等	10.19	11.3	
40	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	新中期経営 戦略の見直し等	10.22	11.6	
41	全日本建設交通 一般労働組合	東京	中労委	年末一時金	10.22	11.8	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸 分会
42	エアーセントラル 乗員組合	愛知	愛知	安全関係等	10.23	11.3	
43	日本航空ジャパン 労働組合	東京	中労委	再生中期 ⁷ の見直し等	10.25	11.6	
44	全済生会 労働組合	埼玉	中労委	年末一時金	10.26	11.9	境港病院支部
45	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新潟	新潟	冬季一時金	10.26	11.14	境港支部
46	全日本運輸産業 労働組合	東京	中労委	一時金等	11.5	11.16	因伯通運労働組 合
47	日本航空 乗員組合	東京	中労委	安全関係等	11.7	11.21	

番号	通知者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	争議 行為 予告 月日	備考
	名称	所在地 (都道府県)					
48	鳥取県医療労働組合連合会	鳥取	鳥取	秋闘統一要求	11. 7	11. 19	鳥取医療生協労働組合・三朝温泉病院労働組合・米子医療生協労働組合
49	株式会社日本航空 インターナショナル	東京	中労委	再生中期プラン見直し	11. 9	11. 21	
50	株式会社日本航空 インターナショナル 日本アジア航空 株式会社	東京	中労委	安全関係等	11. 9	11. 21	
51	日本トランスオー シャン航空乗員組合	沖縄	沖縄	乗員要請促進等	11. 12	11. 24	
52	日本私鉄労働組合 総連合会	東京	中労委	協約関係等	11. 20	12. 1	日ノ丸自動車支部

第6章 個別労働関係紛争への対応

1 労働相談対応状況

平成19年の対応状況は以下のとおりである。

なお、11月12日（月）から16日（金）にかけて、相談時間を午後8時まで延長する労働相談強化週間を実施した。その間の対応状況は以下のとおりである。

件数	相談内容（重複集計）				対応状況（実数）		
	経営又は人事（解雇等）	賃金等（未払い等）	労働条件等（勤務時間等）	職場の人間関係等（嫌がらせ等）	助言・法令の説明	あっせん制度説明	他機関紹介
71	18	22	20	22	43	22	6
上記のうち労働相談強化週間中の対応状況							
15	2	6	8	1	10	3	2

（注）あっせん申請されたもの及び労働相談会における相談を含まない。

2 労働相談会の実施状況

（1）春 期

労働委員会のPRに重点を置いた日曜相談会を実施した。委員が労働相談にあたったほか、事務局職員が「労働委員会紹介リーフレット」を会場で配布した。

ア 東 部

日 時 平成19年6月10日（日） 午前10時～午後3時
 会 場 ジャスコ鳥取店（鳥取市天神町）
 相談対応者 竹内（篤）委員、上原委員

イ 中 部

日 時 平成19年6月17日（日） 午前10時～午後3時
 会 場 倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
 相談対応者 松田委員、稲井委員

ウ 西 部

日 時 平成19年6月24日（日） 午前10時～午後3時
 会 場 ジャスコ日吉津店（西伯郡日吉津村日吉津）
 相談対応者 安本委員、安酸委員

エ 相談状況

件数	相談内容（重複集計）				相談会での対応（実数）		
	経営又は人事（解雇等）	賃金等（未払い等）	労働条件等（勤務時間等）	職場の間関係等（嫌がらせ等）	説明・助言・資料提供	あっせん制度説明	他機関紹介
9	2	2	5	3	5	0	4

(2) 秋 期

平日の夕方から夜間にかけて、労働相談会を実施した。

ア 東 部

日 時 平成19年9月27日（木） 午後3時30分～午後8時

会 場 県民文化会館（鳥取市尚徳町）

相談対応者 河本会長代理、川口委員

イ 中 部

日 時 平成19年9月12日（水） 午後3時30分～午後8時

会 場 倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）

相談対応者 磯江委員、手嶋委員

ウ 西 部

日 時 平成19年10月10日（水） 午後3時30分～午後8時

会 場 米子コンベンションセンター（米子市末広町）

相談対応者 安酸委員、山本委員

エ 相談状況

件数	相談内容（重複集計）				相談会での対応（実数）		
	経営又は人事（解雇等）	賃金等（未払い等）	労働条件等（勤務時間等）	職場の間関係等（嫌がらせ等）	説明・助言・資料提供	あっせん制度説明	他機関紹介
7	2	3	2	1	6	1	0

3 個別労働関係紛争あっせん事件

平成19年の申請は19件で、すべて労働者からの申請であり、終結17件、次年への繰越2件であった。終結区分は解決6件、取下げ（関与解決）2件、取下げ3件、打切り3件、不開始3件である。

(1) 取扱件数

	取 扱 件 数			処 理 状 況	
	前年繰越	本年新規	計	本年終結	次年繰越
14年	—	1	1	1	—
15年	—	12	12	12	—
16年	—	9	9	9	—
17年	—	9	9	9	—
18年	—	17	17	17	—
19年	—	19	19	17	2
計	—	67	—	65	—

(2) 申請区分

	労働者	使用者	双方	計
14年	1	—	—	1
15年	12	—	—	12
16年	9	—	—	9
17年	9	—	—	9
18年	17	—	—	17
19年	19	—	—	19
計	67	—	—	67

(3) あっせん内容区分

(重複集計)

	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
14年	1	1	—	—	—
15年	8	8	2	1	1
16年	3	8	3	—	3
17年	7	6	1	1	2
18年	8	8	5	2	3
19年	10	7	5	0	5
計	37	38	16	4	14

(4) 終結処理区分

		年 内 終 結					次年繰越
		解 決	取下げ (関与解決)	取下げ	打 切 り	不 開 始	
14年 (1件)	件 数				1		—
	構成比				100%		—
15年 (12件)	件 数	5	2	1	4		—
	構成比	42%	17%	8%	33%		—
16年 (9件)	件 数	6	1		2		—
	構成比	67%	11%		22%		—
17年 (9件)	件 数	5	1		3		—
	構成比	56%	11%		33%		—
18年 (17件)	件 数	10	1		6		—
	構成比	59%	6%		35%		—
19年 (19件)	件 数	6	2	3	3	3	2
	構成比	35%	11%	18%	18%	18%	—
計 (67件)	件 数	32	7	4	19	3	2
	構成比	49%	11%	6%	29%	5%	—

(5) あっせん事件一覧

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開 始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
1	1.17 労働者	契約期間内の賃金の 支払いほか	1.19	1.26 関与解決	—	10日	—
2	2.21 労働者	転勤命令の取消しほ か	2.26	3.8 解 決	1回	16日	(公)太田 (労)仁宮 (使)上原
3	3.8 労働者	研修の撤回ほか	3.13	3.14 解 決	1回	7日	(公)太田 (労)安田 (使)稲井
4	3.27 労働者	解雇の撤回ほか	3.29	4.9 関与解決	—	14日	(公)河本 長井 (労)竹内(篤) (使)上原

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開 始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
5	3. 29 労働者	賃金の支払い	4. 5	4. 16 解 決	1 回	19日	(公)安本 (労)仁宮 (使)山本
6	4. 13 労働者	研修後の勤務 研修の評価 ほか	—	4. 16 取下げ	—	4日	—
7	5. 16 労働者	休職命令の撤回ほか	5. 23	6. 6 取下げ	1 回	22日	(公)松田 (労)手嶋 (使)稲井
8	6. 4 労働者	給料の支払いほか	6. 6	6. 14 打切り (双方の主張 の隔たりが大 きいため)	1 回	11日	(公)河本 長井 (労)竹内(篤) (使)上原
9	6. 12 労働者	労災事故による損害 賠償請求	—	6. 29 不開始 (被申請者が あっせんの手 続に参加しな い意思を表明 したため)	—	18日	—
10	6. 19 労働者	自主退職に追い込ま れたことに対する損 害賠償ほか	7. 6	7. 31 解 決	2 回	43日	(公)松田 (労)竹内(篤) (使)川口
11	7. 19 労働者	解雇の撤回	—	8. 3 不開始 (被申請者が あっせんの手 続に参加しな い意思を表明 したため)	—	16日	—

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開 始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
12	8.16 労働者	賃金の支払い	8.27	9.27 打切り (被申請者があ っせんの手続に 参加しない意思 を表明したた め。また、あっ せんによっては 事件の解決の見 込みがないと認 められるため)	2回	43日	(公)松田 (労)竹内(篤) (使)上原
13	8.16 労働者	賃金の支払い	—	8.27 不開始 (紛争の実情が あっせんに適さ ないものと認め られるため)	—	12日	—
14	9. 4 労働者	雇用の継続ほか	9.12	9.18 解 決	1回	15日	(公)松田 (労)福田 (使)川口
15	10.17 労働者	解雇の撤回	10.23	10.26 解 決	1回	10日	(公)松田 (労)仁宮 (使)杵村
16	10.22 労働者	賃金の支払い	—	11. 8 取下げ	—	18日	—
17	11. 2 労働者	不当解雇に対する補 償	11.13	11.20 打切り (被申請者が あっせんの手 続に参加しな い意思を表明 したため)	—	19日	(公)安酸 (労)手嶋 (使)山本
18	12.13 労働者	有休と欠勤の処理 の明確化ほか		次年繰越			
19	12.14 労働者	退職金の割増しほか	12.20	次年繰越			(公)安酸 (労)安田 (使)杵村